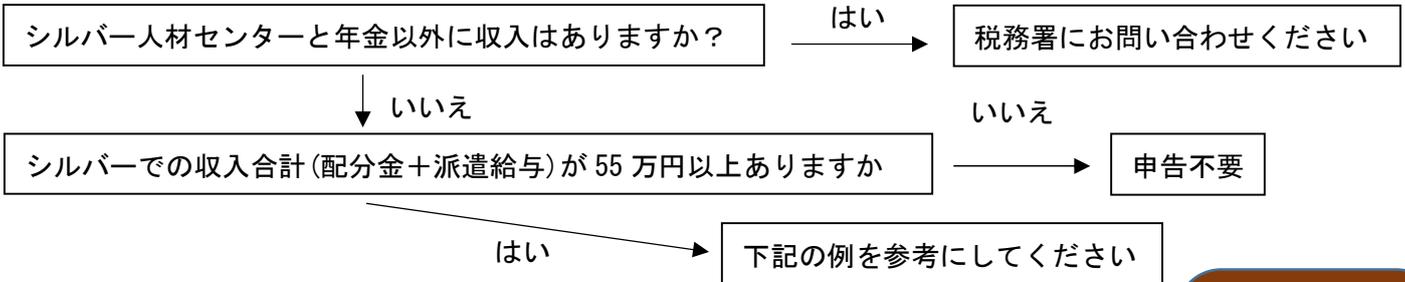


配分金に係る税について

配分金は、所得税法上「雑所得」で、所得税の確定申告が必要な場合があります。(給与所得ではなく、年末調整の対象にはなりません)

正しい納税を推進するため、令和5年に55万円以上の配分金収入のある会員には、1月中旬に「配分金支払証明書」を送付いたしました。

派遣就業されている方には大阪府シルバー人材センターより源泉徴収票を送付しています。



<例>
会員Aさん(68歳)

・配分金収入	50万円
・給与収入(派遣等の賃金)	26万円
・公的年金収入	150万円

事務局
税の相談会
2/20(火)・
2/22(木)
予約制

配分金+給与=760,000円

所得控除上限額 550,000円を差し引いて **(A) 210,000円** が控除後の所得

公的年金収入 = 1,500,000円

公的年金所得控除額 1,100,000円を差し引いて **(B) 400,000円** が控除後の所得

(控除額は下記の表を参照)

所得合計 **610,000円 (A) + (B)** から基礎控除額 480,000円をひくと

控除後 130,000円となるため申告必要

ただし、他の控除制度により所得合計額が0円になる場合があります。



公的年金控除額

65歳未満 (S34.1.2以降生まれ)		65歳以上 (S34.1.1以前生まれ)	
公的年金等の収入金額	控除額	公的年金等の収入金額	控除額
130万円未満	60万円	330万円未満	110万円
130万円以上 410万円未満	年金収入×0.75-27.5万円	330万円以上 410万円未満	年金収入×0.75-27.5万円
410万円以上 770万円未満	年金収入×0.85-68.5万円	410万円以上 770万円未満	年金収入×0.85-68.5万円
770万円以上	年金収入×0.95-145.5万円	770万円以上	年金収入×0.95-145.5万円

門真税務署よりお知らせ

確定申告は
2/16(金)-3/15(金) 土・日・祝除く
9:00-16:00 守口門真商工会館

確定申告についての詳しいことは
市役所の課税課 又は 税務署へ
お問い合わせください。